

＜速報＞ 放射能汚染水海洋投棄反対！ 院内ヒアリング集会共同申入れとヒアリングに参加して

2022年4月13日 山崎久隆(たんぼぼ舎共同代表)

放射能汚染水海洋投棄反対・共同申入れと「院内ヒアリング集会」が4月13日(水)に衆議院第一議員会館で開催された。その中で、いくつか特徴的なやりとりを紹介する。(参加した個人としての報告です)

1. 「汚染水は安全」 広報への批判

まず、汚染水(国・東電はALPS処理水または処理水などと呼ぶ)について、「安全な水」「飲める水」といった広報活動を復興庁などがチラシやパンフレットの配布といった方法で行ったことについて、撤回を求めたことに対し、撤回するとはいかなかったものの「見直す」「ご意見を受け止める」という回答だった。

どれだけの反発があるかを予見しないまま、学校に一方向的に送りつけるなどの方法が厳しく批判されての回答だった。

経産省の主導による各省庁の海洋放出に向けた地ならし的な行動には、今後もしつこく反対をしていかねばならない。

2. 東京電力の「意見募集」について(全回答の開示を要求)

昨年末、1ヵ月ほどの期間をかけて東電は「御意見を伺う」として、パブリックコメントのような意見募集の期間を設けた。前提としては、「環境影響評価に対する意見募集」となっていて、はじめから海洋放出前提と取れる主旨だったが、これに対して多くの意見が提出されたと見られる。

しかし未だに東電は何の結果報告もしていないので、

それについて問うた。

依然として「取りまとめ中」として答えがなかったのは、おそらく簡単には発表できないほど反対意見が集まったのだろうと想像するが、定性的(どんな意見が合ったかの紹介)ではなく定量的な(例えば反対意見が何パーセント、改善を求める意見がいくつ、など)といった取りまとめと、全回答の開示を、この場で要求した。

3. 廃炉の見通しへの疑問 「広大な敷地に地下式大容量タンクを設置できる」

汚染水を海洋放出しなければならない理由の一つが、今後30~40年にわたり続く廃炉作業において、1000基余のタンク群が敷地を塞いでいること、さらに廃炉時点(2051年と回答では明記した)で汚染水処理も終わっていることが前提とされている。このため海洋放出以外に方法がないとされてきた。

ところが、大前提の廃炉期限が、誰がどう考えても達成不可能であることが、今回も追及された。

前提が崩れれば汚染水対策としての海洋放出の根拠も崩れる。そもそも「場所を塞いでいる」とする「場所」には、使用済燃料の乾式貯蔵施設及び廃棄物貯蔵と取り出したデブリなどを保管する施設などを建設しなければならないというが、デブリは僅かに姿が見えただけ、使用済燃料の取り出しも1・2号機については方法さえ定まっておらず見通しすら立っていない。

敷地の北側には今のタンク面積の倍にも上る広大な敷地があり、この一部を使えば大容量タンクに詰め替えて100年でも保管は可能である。

国や東電は放出の根拠の一つとして地震へのリスクを主張する。最近の福島県沖地震でもタンクが20センチほど滑動しており、大地震に襲われれば大量に倒壊するリスクは確かに存在する。

ところが、このように主張をしておきながら、タンクがなくなることはなく、廃炉時点でさえ多数のタンクは残ってしまうだろうと思われるのが現状で、全く地震対策にもなっていない。

むしろ、地下式の大容量タンクのほうが経験上遥かに対策としては進んでおり、置き換えることで安全性も向上するのである。

4. 法律上の汚染水の放出方法について

地元合意を経ないままの工事進行は信義則違反

規制委と共に東電も参加をしたことで、双方に合わせて質問が出来た。放出設備の工事については、まだ海底トンネルなどの着工はしていないとしたものの、排出用の陸上部立坑について準備工事は始まっているという。

国の審査も終わっていないのにどうして工事が進められるのかと問うと、福島第一原発は通常原発と異なり、工事については許認可前でも可能で、使用前検

査の段階で設計や施工が審査条件と合っているかどうかをチェックするのだと規制委は応えた。

例えば放出をしないことになった場合、設備が無駄になるわけで、途中で方針変更が困難な対応であることが問題だし、前提として地元合意が条件なのに、それさえ経ていないままの工事進行は信義則違反でもある。

5. 建屋への浸水防止は進んでいない…経産省は事実上失敗と認める

未だに汚染水の発生を止められない原因は、デブリなどの放射性物質が溜まっている場所に何時までも水（地下水だけでなく雨水も冷却用の水も含めて）が流れ込んでいるからだ。これをなくせば追加発生は阻止できる。

2012年に作成された最初の汚染水処理対策のロードマップでは、2020年度中（2021年3月末まで）に滞留水をなくし、流入する地下水などを日量20トン程度にし、循環冷却により貯蔵タンクの汚染水を総量で80万トン以内に抑えると明記していた。

ところが現在は、『汚染水対策については、現在実施しているサブドレンや陸側遮水壁の運用の継続、敷地の舗装や建屋の屋根の補修等により、汚染水発生量を2020年以内に150立方m/日程度、2025年以内に100立方m/日以下とする計画です。』としている。つまり侵入量は

2025年段階ですら日量100トンに達する。

このため排出してもタンク群は見かけほとんど減っていない時期が長く続く。

これについて経産省は事実上失敗したことを認めた。

計画が失敗した場合にすべきなのは、失敗の原因を探り、対策を定め、計画を変更して目標を設定し直し、実行することだ。福島第一原発事故の場合はこれらを総ての利害関係のある人や機関などで十分議論し説明し、納得を得られなければならない。

しかし現実には、いつの間にか計画は失敗し、こっそりと変更され、その目標も大きく後退させられていた。

この点を問うと、今後は汚染水の発生量を日量100トンと減らすこととしているというが、今の凍土壁や浸水防止対策が機能しているとは到底言えないことについても反論はなく、見通せない状況である。

6. 再度問う！「汚染水は海に捨てるしかない」のか

海洋放出しなくて済む方法を追求すべき

汚染水を溜める能力は、2022年夏には予定したタンクの容量が一杯になるため、その段階の137万トンが限度としている。

しかし敷地内に限らず、周辺の土地、現在は除染廃棄物の中間貯蔵施設になっているところが大部分だが、その土地を一部使用することも出来る。安全性向上を第一に考えるならば、脆弱なタンクに貯蔵し地震や津波で破壊されかねない第一原発の現状と比較するならば、内陸部の敷地に大型のタンクを地下式で設置すれば、景観上も安全上も今より遙かに良くなる。

同時に、今回議論にもなっているトリチウム濃縮技術を導入すれば、貯蔵すべき汚染水の体積を大きく減らせる。

この技術については、東電が現在応募のあった提案を精査中で、2社のものが最終的に残っているというが、詳細は明らかにしなかった。

今後、これらを明らかにすると共に、国に対しても新規の対策を勘案し、海洋放出しなくて済む方法を、今からも追求していくべきとの意見を最後に述べた。

院内集会では、26団体・9個人からの文書による申し入れも冒頭に行われた。

最後に「関係者の合意なくしていかなる処分も行わない」との国・東電と県漁連との合意文書を確認し、一方的な排出開始をしないことを明言させて、集会を終了した。